

〇〇行政区防犯カメラの管理及び運用要領

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇区が設置する防犯カメラの管理及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な管理及び運用を図ることとする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇区域内の××××における犯罪防止や事故防止を目的に設置することとする。

3 設置の場所等

(1) 設置の場所及び台数

別添設置個所図のとおり、△△△△に〇台の防犯カメラを設置する。

【※設置個所図には、撮影方向を表示します。(設置個所図の例参照)】

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域等の目立つ場所に、「防犯カメラ作動中」と設置者名を併せて記載した表示板を掲示する。

(※表示板の例参照)

4 管理体制

(1) 設置者は、防犯カメラの適正な管理運用を図るため管理責任者を指定することとする。

(2) 管理責任者は〇〇区〇〇組組長とする。

(3) 管理責任者は、防犯カメラの操作及び画像の管理を行わせるため、操作担当者を指定することとする。

(4) 操作担当者は、〇〇区〇〇組副組長とする。

5 画像の管理

(1) 画像記録装置及び画像を記録した媒体は、管理責任者が施錠を行い、適正に管理する。

(2) 画像の保管期間は、〇〇日間とする。

(※保存期間は7日以上30日以内とすること。)

(3) 記録された画像は、録画された状態を保存し、複写や加工は行わないこととする。

(4) 保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとし、記録媒体を廃棄するときは、管理責任者を含め複数人で読み取りが物理的に行えないよう、粉碎又は裁断する。

(5) 画像から知り得た情報は、第三者に漏らしてはならない。

6 画像の利用及び提供の制限

(1) 記録された画像は、設置目的以外のために利用しないこととする。ただし、次のい

ずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合

イ 捜査機関から犯罪捜査の目的のため、文書による画像提出の要請を受けた場合

ウ 個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない場合

エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

- (2) 閲覧・提供にあたっては、相手方から身分証明の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手方、目的、理由、画像の内容等を記録することとする。

7 苦情等の処理

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、適切かつ迅速な対応をすることとする。

8 その他

- (1) 防犯カメラの画像の取扱いについては、個人情報保護法の規定に基づき、適正に取り扱うこととする。

- (2) この要領に定めるもののほか、防犯カメラの運用に必要な事項は、設置者がこれを定める。

- (3) この要領は令和 年 月 日から実施する。